

第4回芽室町議会改革諮問会議案

日 時 令和7年7月29日（火曜）19時～20時30分
場 所 役場3階説明員室

1 開 会 明瀬 禎純 会長

2 確認事項

(1) 「議員定数と報酬の見直し」に係る素案について 資料1

(2) 「議会報告と町民との意見交換会」に係る総括について 資料2

(3) 「議員定数と報酬の見直し」に係る原案策定のプロセスについて 資料3

3 協議事項

(1) 議会改革諮問会議の検討手順（変更後）について 資料4

4 そ の 他

(1) 次回委員会開催日程について
令和7年12月（予定）

5 閉 会

芽室町議会の議員定数および議員報酬に関する基本的考え方（素案）

1. 趣旨

本素案は、芽室町議会における議員定数および議員報酬について、町の将来像・議会の役割・住民福祉の増進に資するために、「持続可能な芽室町議会を目指す」ことを前提として議論を重ねてきたものである。

2. 背景と現状

前回、町議会議員選挙が無投票だったことを重く受け止め、多様な町民が将来議員になりやすく、また活動しやすくするための環境創出・整備を芽室町議会活性化計画に掲げ取り組んできた。本町においても人口減少や少子高齢化が進行しており、持続可能な町政運営には、議会による政策提言力、監視・チェック機能の一層の強化が求められている。

また、町民のニーズが多様化・高度化する中で、議員の役割と責務は非常に大きく多岐に渡り、年間を通して、調査、提案、議員間での討議、対話を重視したプロアクティブな活動に進化しつつある。その一方で、現行の報酬水準では若年層・現役世代の立候補が難しいとの声や、全国町村議長会でまとめた報告書にも記載があり、多様な人財の参画を妨げている要因ともなっている。

芽室町議会基本条例 前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成 19 年芽室町条例第 3 号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。

また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

3. 議員定数について

「持続可能な芽室町議会」を目指す時の議員定数は

14～16人 (現行 16 人)

<主な理由・根拠>

16人（現状維持）

- ①常任委員会の安定的な議論成立のための定数（7～8人／1委員会）
- ②多様な視点での政策提案機能、監視とチェック機能の維持のため
- ③新しい人財がチャレンジしやすい環境整備としては現状維持

14人（2減）

- ①人口減に対応した定数・町民感情を反映した定数
- ②直近の改選期において無投票だったため
- ③2減でも現在と同様の活動ができる

<今後の検討課題>

- ①議員間の活動量の平準化
- ②現行の委員会数が適正か。強化する機能はないか。

4. 議員報酬について

「持続可能な芽室町議会」を目指す時の議員報酬は

300,000～
350,000円／月
(現行204,000円)

<主な理由・根拠>

- ①本町の職員の平均給与（306,000 円）から課長職（400,000 円）との均衡を図った設定（行政職給料表を根拠）
- ②議員の責務と活動量を考慮した額
- ③活動の対価と責務が大前提となるが、生活給的な要素を加味する

<今後の主な検討課題>

- ①役職区分と手当について（回数・時期・率等）

「議会報告と町民との意見交換会」総括

（「議員定数と報酬の見直し」に係る住民意見聴取結果の総括）

1 実施期間 令和 7 年 6 月 23 日（月）～27 日（金）

- （1） 6 月 23 日（月） 19:00～20:05 坂の上コミュニティセンター
- （2） 6 月 24 日（火） 19:00～20:00 祥栄ふれ愛館
- （3） 6 月 25 日（水） 19:00～20:10 上美生農村環境改善センター
- （4） 6 月 26 日（木） 18:00～19:00 J A めむろ大会議室
- （5） 6 月 27 日（金） 13:00～14:00 芽室西コミュニティセンター
- （6） 6 月 27 日（金） 19:00～20:00 中央公民館講堂

2 参加人数 67 名（6 会場／市街地 3・農村地域 3）

3 意見の分析

（1）素案に対する参加者意見の賛否

ア 定 数

少人数による議決への否定意見あり。多様性の担保と町民ニーズの反映、現状の会議回数を踏まえても現行定数が妥当。現行定数維持に肯定的な意見が主。

イ 報 酬

活動や責務に相応する報酬が必要。現行報酬のみでは生計維持は困難。兼業必須のため、議員活動へ注力するには限界あり。活動の努力や成果が理解できれば報酬増は可。素案である 30～35 万円に肯定的な意見が主。

（2）素案に対する参加者意見の理解度

ア 定 数

14～16 人が適正な議員数か否かを、町民が判断することは難しいとの意見多い。

人口に応じた定数とするなら、本町の人口推移に急激な変化はなく、定数減にする理由は乏しいとの意見あり。

イ 定数・報酬

議員（議会）から直接の説明により、素案について現状の理解を得た感触あり。

議員定数や報酬は、一般町民の日常生活に身近でなく、関連情報も乏しいことから、紙面やアンケートではなく、議員（議会）からの直接の説明が必須。

現行定数・報酬が活動量に見合うのか、省力化できることはないのかという声はある。

(3) 素案に対する参加者からの提起課題

ア 定 数

(1) のとおり、住民意見反映のためには、これ以上の削減は必要ない。16 人で足りているのかという声もあり。常任委員会の体制や機能について見直しも必要ではとの意見もあり。

イ 報 酬

増額の理由について、もっとわかりやすいデータや資料を用いて(視覚的にわかりやすい) 住民理解を得たほうが良い。よりいっそう議会の役割、果たすべき責務の重さが問われてくることになる。

ウ 全 体

管内、道内、全国の定数及び報酬の実情とともに、条例改正を検討している状況を示す必要あり。そもそもなぜ無投票だったのか、課題の追求アプローチはしないのか(今までのシステムを継続するための提案に見える)。

(4) 参加者からの今後に向けた要調査研究事項

ア 報 酬

議会の成果の「見える化」が必要。議員の存在意義、質とは何か。町民に対して町政全般、住民自治に対する意識調査、議会に対するニーズ調査をアンケートではなく、専門機関に依頼するような発想はないか。

イ 全 体

- ・ 多くの住民が理解しやすい議会情報の発信が必要。
- ・ 議会ホームページのスケジュール表の空白が多い(ミーティングなども入れて活動を明らかにしてはどうか)。
- ・ 議会中継に字幕を付ける等、見やすくしてほしい。
- ・ 高校との事業もそうだが、低年齢からの主権者教育、議員との関わりも必要。
- ・ 管内、道内、全国の定数及び報酬の実情とともに、条例改正を検討している状況を示す必要あり。
- ・ 議員活動の情報提供が常に必要(現状より強化する)。
- ・ 会議や活動が多いと強調するより、議会の責務、議決の重さ、業務実態、活動内容に即した対価として報酬増を説明するべき。
- ・ 今後の効率化した議会、委員会など改革を進めること、多様な人財が議員になるため、仕事をしながら議員活動ができる工夫を含め、対価、物価高騰を考えてのものとする。

4 事業の分析

(1) 日程（会場・所要時間含む）の適否

- ・ 特に「坂の上」と「祥栄」の2会場については、参加者が市街地の住民であり、農村地域の会場の選定については、今後、検討・改善が必要と考える。
- ・ 農繁期であることを考慮すると、開始時間・所要時間については、概ね適当だったと考える。

(2) 進行・説明・質疑の適否

進行、説明については、6会場すべてにおいて、議運正副委員長が担当したことから統一した内容で行うことができた。質疑応答については、議運委員長のみならず、他の出席議員からも補足の説明や回答があり、参加者に議会の現状を理解していただくという点でも適当だったと考える。

(3) 周知方法・参加人数の適否

チラシ折り込み、議会フェイスブックなどで周知を行った。3日前の地元紙一面に掲載されたことによる反響も予想されたが、参加人数については低調であったと言わざるを得ない。

(4) 説明・配布資料の適否

説明資料については、3日目の会場において、投影資料も配布した方がわかりやすいのではとの意見があったことから、4日目以降の会場においては、投影資料も印刷して会場配布とした。

5 総 括（住民意見聴取の実績と成果）

（1）住民の声を聴けたと言えるか？（参加者数・意見の軽重・客観的な評価）

今回のテーマに関心のある方が会場に参加していただいたと考えると、議会の活動の現状と課題、考え方（素案含む）については、理解していただく機会につながったと考える。

また、説明を踏まえての意見交換の時間では、率直な疑問や提案などいただけたものとする。参加者数だけを見て多い少ないとの判断は難しい。

なお、住民意見の聴取方法については、広報の取組みを基本としつつも、議員と住民が直接顔を合わせる議会報告会・住民懇談会等の開催が、住民の関心を高める最も有効な手立てのひとつと考え、以下の手法に積極的に取り組むことを検討する（「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機／町村議会議員のなり手不足対策検討会・令和6年3月発行」引用）。

- ・ 原案策定までの期間、議会報告会を継続的に複数回開催する。
- ・ 必要に応じてオンラインも活用する。
- ・ 議会側からの説明より住民からの意見聴取の時間を多く確保する。
- ・ 対象者を限定し実施する（女性、若者、子育て世代、町内会、各種団体／同じ属性の方々が集まる場面は、参加する際の心理的ハードルが低くなり、活発な意見を期待できる）。

（2）議会の取組みの理解を広げたとと言えるか？

参加者は決して多いと言えなかったが、議員の直接説明により、住民に対する議会活動の理解度増に寄与したと考える。

なお、今後も引き続き「草の根」的な議会報告会を開催することにより、「議員定数と報酬の見直し」の検討状況の認知度を広げることは可能と考える。

（3）新たな課題として捉えられたことはあるか？

- ・ 議会活動の見える化の工夫（議会だより、議会中継、ホームページ等）
- ・ 主権者教育の充実（中学生との事業）
- ・ なり手対策の他の施策の実施（議員養成講座やハラスメント条例ほか）

（4）新たな取り組みにつながることは発見できたか？

- ・ 日常の議会活動として、速やかに強化・充実すべき事項（広報）と、計画的に取り組むべき事項（議会内課題共有・原案協議、住民意見聴取、議会改革諮問会議への諮問、条例提案）が区分できたことから、原案策定に向けて効果・効率的な手順や手法が明確になった。

「議員定数と報酬の見直し（原案）」策定に向けてのプロセスについて ＜「議員定数と報酬の見直し（素案）」総括を踏まえた第2ステップ＞

1 趣 旨

地方自治の根幹である二元代表制の趣旨が「健全かつ安定的に持続すること」を目指し、その目標に向けた一つの方策として取り組むものである。

2 基本的な考え方（背景と理念）

前回（令和5年）統一地方選挙において、芽室町議会議員選挙は、史上初の無投票当選となった。これまでの間、長きにわたり創意工夫を重ねながら「議会改革」に取り組み、外部からの一定の評価と共に、歴代議員及び現職議員らも着実な成果を実感しながら、この結果は、議会内に大きな危機感と焦燥感を突き付けた事象となった。

このことを踏まえ、令和6（2024）年10月、議長から議会運営委員会に対する諮問により、次期統一地方選挙＜令和9（2027）年4月＞に向けた「重大なひとつの方策」として、「議員定数と報酬の見直し」の検討をスタートし、統一選1年前の結論到達＜令和8（2026）年3～4月＞を目標に取り組んでいるものである。

また、この取り組みに際しては、平成25年に制定した「芽室町議会基本条例」をフル活用することを前提とし、複数回にわたる住民からの意見聴取（きめ細かな町民・団体等との意見交換・次世代を担う高校生との意見交換）、わかりやすく親しみやすい広報による情報公開と共有（議会だより・議会中継・ホームページ）、議員自らが当事者意識を持った説明責任の実践（専門的知見を有する「議会サポーター」からの提言・助言、専門研修の受講、先進地自治体の調査研究等）など、重層的なプロセスにより、新たな「議員定数と報酬のあり方」の結論に向けて取り組むものである。

なお、今回の「議員定数と報酬の見直し」の検討に先立ち、「政務活動費」については、導入項目等の具体的な結論（導入基準）＜令和6（2024）年度第21回全員協議会／令和7（2025）年4月10日開催＞の合意形成が議会内で図られていることから、「新たな定数・報酬の原案」が議会内で確定した後に、議会改革諮問会議に対して同時に追加諮問することを念頭に置いているものである。

3 原案決定時期（目標） 令和7（2025）年12月

4 事項別検討課題

（1）議員定数

- ア 議会が十分な議論を安定的に確保できる人数（議論成立の適正人数とは？）
- イ 1委員会：ex. 7～8名（委員長及び欠席者を加味した適正構成人数とは？）
- ウ 現行委員会（数）の過不足検証／強化すべき機能の調査研究
- エ 委員会複数所属の是非／委員会活動に負担なく専念できるには？
- オ 議員（委員）間の活動量の平準化

（2）議員報酬

- ア 根拠方式（比較・成果・原価等）について
- イ 役職区分（議長・副議長・委員長等の区分別報酬設定）について
- ウ 手当（回数・時期・率）について

（3）政務活動費

「2：基本的な考え方（背景と理念）」で述べたとおり、すでに議会内で「導入基準」の合意形成が図られていることから、「新たな議員定数と報酬のあり方（原案）」が確定した後に、議会改革諮問会議に追加諮問することとする。

5 今後のスケジュール

（1）住民・関係団体等との意見交換／条例提案までの流れ

- ア 令和7年7～11月
 - ・「議会報告と町民との意見交換会」継続開催
 - ・各種団体との意見交換会（常任委員会単位での意見交換の場等を活用）
 - ・行政委員会との意見交換会（教育委員・農業委員・代表監査委員等）
 - ・高校生との意見交換会（白樺高校・芽室高校）
 - ・先進地事務調査及び視察対応時における他自治体議会調査
 - ・議会サポーターからの助言聴取
 - ・意見聴取と並行して議会内原案協議（議員間討議）

- イ 令和 7 年 11～12 月
 - ・ 原案確定～議長への答申
 - ・ 議会改革諮問会議に対する追加諮問（原案諮問＋政務活動費の導入）
- ウ 令和 8 年 1 月
 - ・ 議会改革諮問会議からの答申
 - ・ 案の確定
- エ 令和 8 年 1～2 月
 - ・ 町民意見募集（パブリックコメント）及び公聴会
 - ・ 特別職報酬等審議会審議
- オ 令和 8 年 3 月
 - ・ 条例提案（3 月定例会議最終日）

（2）住民周知の工夫と強化

- ア 令和 7 年 8～8 年 3 月 議会だより「特集」連載
 - ・ 編集企画会議で毎月の編集企画検討
- イ 令和 7 年 7～8 月 説明資料のグレードアップ（体裁改善）
 - ・ 住民にとって縁遠いテーマのため、理解しやすい説明資料への改善
 - ・ デザイン・レイアウトの工夫を含む資料体裁の改善

議会改革諮問会議の検討手順（令和 6 年 1 0 月～ 7 年 1 0 月）

1 現状を知る（第 1 回：1 1 月 6 日）

- （1）議員の身分、議会の位置付け（法的根拠）
- （2）議員数等の現状（実態の把握）
- （3）公職者（町長等）との比較（現状の客観分析）
- （4）他自治体の議員・議会との比較（現状の客観分析）

2 専門的視点を学ぶ（第 2 回：2 月 1 日）

- （1）研修＜中尾 修氏（芽室町議会サポーターの講演受講）＞
 - ・芽室町議会サポーター（議会運営アドバイザー）の講演
 - ・議員報酬と議員定数を考える際の根拠と視点の示唆
 - ・議会の決定と責任の確認
 - ・社会情勢を踏まえ将来を見通した調査研究

3 議論を始める・深める（第 3 回：4 月 1 6 日、第 4 回：7 月 2 9 日）

- （1）議員の職務をどう捉えるか？
 - ・生活給（給料）か？報酬か？
 - ・仕事か？役割か？
- （2）公務の対価は適当か？
 - ・役職の区別は適当か？役職別の対価は適当か？
（当選期数、年齢別、役職別）
- （3）議員の定数をどう捉えるか？
 - ・適正な根拠とは？
 - ・議論が成立する根拠は？
 - ・民意が反映できる根拠は？

4 結論（答申）の出し方は（第 5 回：1 0 月）

- （1）考え方や方向性を整理する。
- （2）具体的な数や値を導く。

議会改革諮問会議の検討手順（変更後）

1 現状を知る（第1回：11月6日）

- （1）議員の身分、議会の位置付け（法的根拠）
- （2）議員数等の現状（実態の把握）
- （3）公職者（町長等）との比較（現状の客観分析）
- （4）他自治体の議員・議会との比較（現状の客観分析）

2 専門的視点を学ぶ（第2回：2月1日）

- （1）研修＜中尾 修氏（芽室町議会サポーターの講演受講）＞
 - ・ 芽室町議会サポーター（議会運営アドバイザー）の講演
 - ・ 議員報酬と議員定数を考える際の根拠と視点の示唆
 - ・ 議会の決定と責任の確認
 - ・ 社会情勢を踏まえ将来を見通した調査研究

3 議論を始める・深める（第3回：4月16日、第4回：7月29日）

- （1）議員の職務をどう捉えるか？
 - ・ 生活給（給料）か？報酬か？
 - ・ 仕事か？役割か？
- （2）公務の対価は適当か？
 - ・ 役職の区別は適当か？役職別の対価は適当か？
（当選期数、年齢別、役職別）
- （3）議員の定数をどう捉えるか？
 - ・ 適正な根拠とは？
 - ・ 議論が成立する根拠は？
 - ・ 民意が反映できる根拠は？

4 結論（答申）の出し方は（第5回：12月、第6回：1月）

- （1）議会の原案（定数・報酬案の具体確定事項）を調査・審議する。
- （2）追加諮問となる政務活動費の導入について、並行して調査・審議する。
- （3）議会改革諮問会議の答申後に特別職報酬等審議会への審議に移行する。